

東京都有料老人ホーム届出に係る事務取扱要領

23 福保高施第394号
平成23年5月19日決定
23 福保高施第2391号
平成24年3月29日改正
24 福保高施第1119号
平成24年9月7日改正
24 福保高施第2455号
平成25年3月28日改正
26 福保高施第2332号
平成27年4月1日改正
27 福保高施第2325号
平成28年4月1日改正
30 福保高施第1447号
平成30年10月1日改正
31 福保高施第1447号
令和2年2月1日改正
3 福保高施第831号
令和3年6月25日改正

第1 目的

この要領は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項、第2項及び第3項並びに老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第8号。以下「省令」という。）第20条の5による有料老人ホームの届出に係る事務について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

1 介護付有料老人ホーム

この要領において、介護付有料老人ホームとは、介護保険法（平成9年法第123号）第8条第11項に定める特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けた施設をいう。

2 住宅型有料老人ホーム

この要領において、住宅型有料老人ホームとは、生活支援等のサービスを提供する施設であって、特定施設入居者生活介護事業者及び介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けない施設をいう。

3 健康型有料老人ホーム

この要領において、健康型有料老人ホームとは、介護を必要としない高齢者に対し、食事等のサービスを提供する施設であって、特定施設入居者生活介護事業者及び介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けていない施設をいう。

第3 設置届

- 1 有料老人ホームを設置しようとする者は、法第29条第1項各号及び省令第20条の5に定める事項（以下「届出事項」という。）について、あらかじめ、老人福祉法施行細則（平成5年東京都規則第30号。以下「規則」という。）第13条に定める有料老人ホーム設置届（別記第26号様式）に、別表1に掲げる書類を添付して知事に届け出ること。
- 2 介護付有料老人ホームを設置しようとする者は、届出に先立ち、特定施設入居者生活介護事業者の指定申請にかかる事前相談取扱要領（平成18年9月8日付18福保高在字第316号。以下「事前相談取扱要領」という。）に定める手続を行うこと。ただし、都が別に定める場合には、これを省略又は簡略化することができる。
- 3 住宅型有料老人ホーム及び健康型有料老人ホームを設置しようとする者は、届出に先立ち、事前相談取扱要領に準じた手続を行うこと。ただし、都が認める場合には、この手続を省略することができる。
- 4 知事は、1の規定による届出を受理するに当たっては、東京都有料老人ホーム設置運営指導指針（平成14年11月1日付14福高施第611号。以下、「指針」という。）により、必要に応じて指導を行うこと。
- 5 介護付有料老人ホームの設置の届出を行い、受理された者は、事業開始予定日前々月末までに介護保険法第70条第1項及び第115条の2第1項に基づき、指定申請を行うこと。
- 6 知事は、5の規定による申請を受けたときには、介護保険法第70条第6項に基づき、区市町村の意見を求めた上で、指定予定日の3日前までに現地調査を行い、適当と認めるときは、指定通知書を交付すること。ただし、法人主体の変更による新規指定の場合は、現地調査を省略することができる。
- 7 知事は、住宅型有料老人ホーム及び健康型有料老人ホームの設置の届出を受理したときには、その開設日を目途に必要なに応じて現地調査を行うこと。
- 8 知事は、6及び7の規定による現地調査を行う場合には、現地において、工事等施

設整備が完了していることを確認するとともに、当該施設に係る次の1号から4号までに掲げる書面を確認すること。また、介護付有料老人ホームについては、5号に掲げる掲示を確認すること。

なお、ここで言う「工事等施設整備が完了している」とは、入居者の受入れに支障がない状況であると判断できることを指す。

- (1) 建築基準法令に基づく検査済証
- (2) 消防法令に基づく消防用設備等検査済証又は消防用設備等点検結果報告書
- (3) 食品衛生法第52条に基づく飲食店営業許可書
- (4) 指針に定める適合表
- (5) 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年10月11日条例第111号）第32条及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年10月11日条例第112号）第30条に定める重要事項の掲示

第4 変更届

1 第3の1の規定による届出をした者は、法第29条第2項及び省令第20条の5の2に定める事項に変更が生じたとき、又は届出を行った施設の一部において入居者以外の者を対象とする事業を継続的に実施するときは、変更又は当該事業開始の日から1か月以内に、規則第13条第2項に定める有料老人ホーム変更届（別記第27号様式）に、変更する事項に応じて別表2に掲げる書類を添付してその旨を知事に届け出ること。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる各号に係る変更を行う場合には、変更の前に、その内容について都に協議すること。

- (1) 事業所の建物の構造・専用区画
- (2) 前払金・利用料
- (3) 定員の減

3 1の規定に関わらず、介護付有料老人ホームが定員の増変更を行う場合には、変更の前に、事前相談取扱要領に定める手続を行った上で、有料老人ホーム変更届（別記第27号様式）を添付して、変更を行う日の前々月末までに介護保険法第70条の3に基づく申請を行うこと。

なお、変更を行う施設が住宅型有料老人ホーム又は健康型有料老人ホームであるときには、事前相談取扱要領に準じた手続を行うこと。ただし、都が認める場合には、この手続を省略することができる。

4 知事は、2の規定による協議及び前項の規定による事前相談を行うに当たっては、指針に基づき、必要に応じて指導を行うこと。

5 1の規定に関わらず、変更が生じた施設が介護付有料老人ホームである場合は、第2の1の規定による届出をした者は、変更の日から10日以内に、介護保険法第75条に規定する届出とあわせて、1に定める届出を行うこと。

第5 休止・廃止届

1 第3の1の規定による届出をした者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときには、その休止又は廃止の日の1か月前までに、規則第13条第2項に定める有料老人ホーム休止・廃止届(別記第28号様式)に、次の各号に掲げる書類を添付してその旨を知事に届け出ること。

- (1) 運営懇談会議事録
- (2) 休止・廃止時点の入居者名簿
- (3) 休止・廃止時点の入居者全員の同意書
- (4) その他都が必要とする書類

附 則

本要領は、決定日から施行する。

附 則 (23福保高施第2391号)

本要領は、決定日から施行する。

附 則 (24福保高施第1119号)

本要領は、決定日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (24福保高施第2455号)

本要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (26福保高施第2332号)

本要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (27福保高施第2325号)

本要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (30福保高施第1447号)

本要領は、平成30年10月1日から適用する。

附 則（３１福保高施第２１４７号）
本要領は、令和２年２月１日から適用する。

附 則 （３福保高施第８３１号）
本要領は、決定日から施行し、令和３年４月１日から適用する。